

第4回宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループ議事要旨

- ◎ 日 時：平成21年5月25日（月）14：00～15：33
- ◎ 場 所：中央合同庁舎第4号館123会議室
- ◎ 出席構成員：（敬称略、50音順）
小菅敏夫（主査）、青木節子、浅田正一郎、川島レイ、小塚莊一郎、佐々木学、
白井恭一、田中俊二、西口浩、福永哲雄
- ◎ オブザーバー：内閣府、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、
独立行政法人宇宙航空研究開発機構
- ◎ 議事要旨：
 1. 開会
 2. 宇宙損害の賠償について
資料1について事務局より説明が行われた。
 3. 宇宙救助返還について
資料2について事務局より説明が行われ、議事1と併せて議論が行われた。主な質疑応答及び意見は、以下のとおり。
 - 損害賠償の在り方の議論の前提となるJAXA等の体制についても別途検討されているが、本件は、その在り方等と密接に関連するものであり、それらの検討状況と十分整合性をもって扱われることが重要であるとの意見があり、活動法WGにおける宇宙活動法に関する結論を取りまとめる段階においては、JAXAの見直し等の検討結果との整合性の確保が必要であり、体制検討WG等との間で必要に応じて調整する旨確認された。
 - 国の基幹ロケットたるH-IIAの国際競争力を高めていくという民営化の趣旨及び現在の状況を踏まえ、法制整備を進めるべきとの意見があり、活動法の内容がH-IIAの運営にとって適切な内容となるよう検討を進めるべき旨確認された。
 - 宇宙基本法の極めて重要な目的である宇宙産業の発展を実現するため、国際競争力強化に資する法制および政策面での国の一層の配慮を強く要望する旨意見があり、この点に関連して、保険額を超える第三者損害発生時の国の援助については、可能な限り充実させる方向で検討するべきであり、必要な場合は必ず国が援助するという考え方を明確にするべきとの意見があった。
 - 責任集中、厳格責任、強制保険の付保及び政府援助をパッケージとした資料2の内容は、原子力損害賠償制度や宇宙損害責任条約などの現行の諸制度と照らしてみても、妥当な案ではないかとの意見があった。
 - 宇宙損害責任条約に係る国と個々の加害者、被害者との関係について、加害者への求償や被害者への分配については、法定化して明確に規定する必要があるとの意見があった。特に、無許可打上げの場合、国の加害者への求償の法定化は、必要であり、また、我が国が被害国となった場合の被害者への分配についても、鉱業法に基づく鉱害賠償供託金の配当のような手続を法定することが望ましいのではないかと意見があった。
 - 国際競争における打上げ事業者の受注促進や宇宙用部品産業の健全な育成、特に、汎用部品の宇宙用部品への転用の促進などにも、責任集中は、重要であるとの意見があった。

- 責任集中は、必ずしも被害者の利益と対立するものにはならず、むしろ、責任の所在が明確化されることにより、被害者への賠償の支払いが迅速になるなど被害者保護に有利になる点もある、との意見があった。

4. 宇宙活動法への要望について

資料3について田中俊二構成員より説明が行われた。主な質疑応答及び意見は、以下のとおり。

- 産業振興としては、部品供給環境の改善、リモートセンシング産業の振興、手続や規制緩和などが重要との意見があった。
- 衛星によって得られた画像の配布政策の策定に当たっては、安全保障の観点を過度に強調し販売が過度に抑制される可能性や、国が商業的に取引されている画像に比して、過度に有利な販売条件で提供することにより民業圧迫が生じる可能性が懸念されるため、データポリシー等の検討に当たっては、産業振興と安全保障のバランスを考慮できる府省が関与した形で進めることが必要との意見があった。
- 諸外国においては、画像の配布政策を確立したり必要な法制を整備した上で、海外への画像の配布を推進している状況にかんがみ、我が国の政府衛星によって得られた画像データの海外への販売を推進するためには、諸外国と同様の環境整備が必要との意見があった。
- 宇宙用部品の供給源を持続的に確保することは、信頼性ある基幹ロケットの製造にも重要であるため、宇宙用部品産業の育成について政府レベルでの明確な方針を示す必要があるとの意見があった。
- 産業振興は、すべて法律の整備により進めるものでなく、予算措置などにより進めるべきものもある。資料3に掲げられものの中にも法律事項以外のものが含まれており、法律の必要性の精査が必要であるとの意見があった。
- 宇宙活動法と宇宙産業振興法に2分し、宇宙活動法を規制法とのみ捉えるのは、一面的である。宇宙活動法には、本日の損害賠償の論点における強制保険の保険額を超えた部分の国の援助など産業振興の観点も盛り込まれている。宇宙活動法に産業振興に関する事項を盛り込むことは可能であるとの意見があった。

5. その他

次回WGでは、宇宙開発戦略専門調査会に対する本WGの検討状況の報告内容について議論することとし、第1回WGで決定した「当面の検討課題」のうち「5. その他」の論点とされていた事項については、今後決定される宇宙基本計画を具体化する過程での諸政策の検討状況を踏まえ、宇宙活動法と並行して検討を進めつつ法制化の要否、時期を見極めた上で所要の措置を講じるべき旨が確認され、これらを踏まえ報告案を事務局において作成し、次回WGにおいて議論することとされた。

次回の会合については、6月末から7月初旬に開催の方向で調整することとされた。

6. 閉会

以 上